

平成 19 年決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率

○三郷市

(単位: %)

財 政 指 標			財 政 健 全 化 法	
			早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実 質 赤 字 比 率	—	12.33	20.00
	連 結 実 質 赤 字 比 率	—	17.33	40.00
	実 質 公 債 費 比 率	14.7	25.0	35.0
	将 来 負 担 比 率	113.0	350.0	

○公共下水道事業特別会計

(単位: %)

財 政 指 標		財 政 健 全 化 法	
		経営健全化基準	財政再生基準
資 金 不 足 比 率	—	20.0	

○上水道事業特別会計

(単位: %)

財 政 指 標		財 政 健 全 化 法	
		経営健全化基準	財政再生基準
資 金 不 足 比 率	—	20.0	

財政健全化法に基づく三郷市の健全化判断比率等について

平成 19 年度の各会計の決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率及び資金不足比率を算定したところ、上記のとおりとなりました。

三郷市の財政の健全化判断比率の各指標は、「早期健全化基準」に該当しませんでした。実質赤字比率は、一般会計等の実質収支は黒字であり実質赤字ではないため、該当ありません。連結実質赤字比率についても、一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足が生じていないため、該当がありません。実質公債費比率については、公債費（借入金の返済）等の財政負担の割合を表す指標（平成 17 年度から平成 19 年度の 3 カ年平均）で、14.7%となりました。将来負担比率は、地方債の現在高、退職手当負担見込額等の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の割合を表す指標であり、113.0%となっています。

また、公営企業の経営健全化に関する指標であります資金不足比率については、公共下水道事業、上水道事業特別会計ともに資金不足は生じていないため、該当がありません。